

基調講演

議会事務局のあり方について

駒林良則氏
(立命館大学法学部 教授)

はじめに — 私の問題意識

私が議会事務局に関心を持つようになった理由は二つあります。一つは、私は地方議会に関心を持ち、議会事務局の研究会を2年半ほど前に立ち上げました。実は私は行政法を勉強している人間で、法律を勉強している人間は、普通は地方議会についてはあまり取り組まないのです。行政法、とりわけ地方自治法を勉強している人間は、行政組織の方を中心に勉強している人が多く、私は議会について十数年勉強しているのですが、あくまで理論的なところで学んできたという感じです。皆さま方も江藤先生や廣瀬先生、あるいは大森先生といったお名前はご存じかと思いますが、どちらかというと政治行政学の方々の守備範囲だということもあって、私がこのような場でお話をするのは、これまであまりありませんでした。

ただ、ここ数年、ご存じのとおり議会不信論というものが非常に強くなっています。不要論と言ってもいいでしょうか。いろいろな形で議会へのバッシングがありました。もう議会は要らないという陰口もあったように思いますし、今でもあるかと思えます。その意味を含めた形で議会改革が進んできているところがありますので、議会を少しでも勉強していた人間としては、この状況は問題ではないかということで、数年ぐらい前から、理論だけではなく実務的な、例えば基本条例などについて、機会があれば積極的にお話ししていこうと感じている次第です。

実際の地方議会は、特に法律関係の研究者からすると、なかなか立ち入れない世界だという感じをずっと持っていました。実務の方のいろいろな本が出ていますので、実務家の世界という感じがあったのです。また、少し失礼な言い方かもしれませんが、議会事務局は、議会改革の議論の陰に隠れて、とにかく議会を支える組織だという形になっています。しかし、議会を勉強する中で議会事務局の方と知り合いになることもあり、中には本当に一生懸命

に仕事をされている方がおられました。一生懸命に議会の問題、あるいは改革をどう進めていくべきかを考えておられる事務局の方もたくさんおられることを知って、本当にこのままでいいのかなという気持ちがわいてきました。私が横から見ている限りでは、やはり事務局の方と議員の方が一緒になって議会改革を進めていかなければ、とても無理だろうと感じたわけです。支えるというよりも一緒になって取り組んでいかなくは、議会に対する不信はなかなか拭えないという気持ちを持って、研究会というよりも勉強会で一回考えてみてはどうかということで、この研究会をやっているわけです。

従いまして、今日は、議会議務局研究会の報告書や、その中で議論していることを話のネタにしています。ですから、研究会の方がいると少し話しにくいのですが、運良く今日はおられないということで助かりました。学問的な話を展開するわけではありませんので、気軽に聞いていただきたいと思います。

議会不信論は、もちろん今に始まったわけではないでしょう。私も議会を勉強するまで、ないしは議員の方と接するまでは、敬遠していたと言っています。実は、私は、大阪府庁に5年ほど勤務していました。事務局が職場ではありませんでしたが、議員の方と接するときは少し構えてしまっていたと思います。たまに自分の仕事で議員の方と接するといえば、怒られる話なのです。しかし、私は一番下っ端でしたから、係長や課長が代わりに怒られて、何か言われているなというような感じでした。そういうこともあって少し敬遠していたというか、實際上、付き合いが全くなかったのです。住民から見ればと言っているのかもしれませんが、なかなかとつきにくいものだと思っていました。敬遠していたわけですから、議会議務局についても、自分が役所にいたときにも、あまり視野に入っていなかったという記憶があります。

そういう意味で、議会議務局は住民からはなかなか見えないところだと思っています。さらに言えば、役所全体から見てもどんなことをしているのか見えない存在で、全庁的には関心を持たれていないところがあるかと思います。

しかし、議会改革を考えるに伴って、議会議務局とはこういうことをして、議会議務局とはこういうものだという理解を広げていきたい、もっと言うと役所の中での議会議務局のプレゼンスをできれば高めたいというのが、私が心の中で思ってきたことであり、研究会の中で考えていることで

す。これは非常に失礼な言い方で、聞き流していただいて構わないのですが、議会議務局に行きたいという職員の方がたくさん増えることを願っているのです。

さて、議会不信論の広がり非常に深刻に考えています。また、去年来の首長からの議会の批判も不信論の一つの表れのようなものですが、底流にはずっと根強く流れてきたものだと思います。例えば、政務調査費の不正が、これだけ言われている中で、今でも発覚しているのです。そういうことが不信論を広げている一つの背景で、これは議会の問題でもあるわけです。最近マスコミ等でよく言われるように、議員提案もない、修正もしないというような機能不全に陥っている議会が、これだけ言われてもまだまだ存在します。そこにもやはり事務局の方がおられるのです。そういう意味では、議員同様、事務局の方も非常にショックを受けておられて、「うちの議会はどうなっているのだろう」と思いながらも、なかなかそれが表に出せないということもあるのだろうと思います。

しかしながら、やや醒めた言い方をしますと、議会議務局もこのような状況を招いている一つの要因であると思っています。逆に言うと、一生懸命やっている議会、元気な議会には、事務局に元気な人がいるのです。議会改革を進めている議会の中には、事務局に非常に頑張っていて改革を裏で思いきり支えている方がおられるのです。そういう方がおられないと、なかなか議会改革というのは難しい話なのではないかと思っています。その意味で、一人でも議会議務局の中に一生懸命な職員の方がおられて、支えられるような体制を作れないかと思っているわけです。

次に、研究会の立ち上げに至るまでの経緯です。2年半ほど前でしょうか、近畿の府県議会、市議会レベルの事務局の職員の方と議員、それからそれほど数はおりませんが研究者に呼び掛けて、議会議務局研究会を立ち上げました。動機は先ほどお話ししたようなことですが、事務局の方と交わることで、議会を支える事務局にもかなり多くの課題があることが分かりました。議会の事務局のあり方にも何か問題があるのではないかとされている方もおられるのですが、事務局を変えていくところまではなかなか難しいということも分かりました。研究会の後の懇親会で、お酒を飲みながら自分のところの議会のいろいろな問題を議論していく中で、いろいろな悩みを抱えておられることが分かりました。実は皆、事務局の問題を認識しておられる

のだけれども、なかなか口には出せないし、まして自分のところの事務局に問題があっても、事務局の中で何か言うことはできませんから、研究会で問題点を口に出す。そうすると、ほかの事務局の方も同じような悩みを共有されているのが分かる。それならば皆で問題を解決していこうということになり、だんだんと輪が広がってきたという形です。

格好良く言いますと、この研究会は議会事務局の職員の方に自分自身でいろいろな問題点を考えていただいて、解決に持っていこうというものです。後でお話しますが、ただだらと勉強ばかりしているのも何なので、一定の成果品を出すことにしました。事務局という存在があまり注目されないところがありましたので、そういうことも含めて、とにかく情報発信していきたいというのが、研究会立ち上げの一つの動機です。

おかげさまで、最初は少なかったのですが、だんだん会員の数が増えてまいりました。事務局の改革というところに進めていくことを目指していますので、今日はその事務局改革の話を中心にテーマとして、お話ししたいと思います。

1. 地方議会改革の動向

それでは本題に移ります。事務局改革ないし事務局のあり方を考えていく上で、押さえておかななくてはいけないことはいくらかあるのですが、一つはやはり議会改革の動向の確認です。

(1) 地方自治法改正および改正案における地方議会制度の改革

最近の地方自治法の改正では、議会のあり方がかなり大きな、メインテーマ的なものになってきています。その中身は、議会にかかわる方ならご存じのとおりかと思います。まず、2011年の自治法改正で、議会関係でも幾つか改正がなされました。

その大きな部分は3点あります。一つは、議員定数の上限が撤廃されたことです。このことによって、たくさんの議員を条例でもって定数化することもできるようになりました。これは今後どうなるか、まだ見えてこないところです。

二つ目は、機関の共同設置です。ここで事務局も共同設置の対象になりましたので、事務局を共同で持つことが可能になりました。幾つかの議会につ

いて一つだけ事務局を置くことは非常に効率的ですが、幾つかの議会がそれぞれ自主的に改革をしていくことになると、隣り合わせの自治体でも議会がかなり違った様相になってくとも考えられます。そうなると事務局の対応が非常に大変になるというデメリットが出てくると思います。そういう意味では、実はなかなか難しい話だとも言えますので、このあたりも研究会で議論していこうと思っています。

三つ目は、ご存じのとおり地方自治法96条2項の議決事項の追加のところで、これまで法定受託事務の対象になっていなかったところを入れるという改正もなされています。このような形で、自由度が非常に高まってきていると言えるかもしれません。

また、今、改正案として示されているものは、以前から言われていたことで、近々にも改正が実施されるのではないかと思います。その中にある四つの議会関係事項は、どれも事務局に大きくかかわってくる話になります。一つ目は、通年制会期を導入可能にする。今でも通年的に実施されている議会がありますから、これはその追認的な改正です。二つ目は臨時会の招集請求に長が応じないときに議長が臨時会を招集できるようにする。これは、ご存じのとおり事態が起こったことから来ています。現在、議会の招集権は議長になく、首長にあるのですが、議長が臨時会を招集できるという例外的な条項が入るということです。三つ目として、委員会規定を簡素化して、条例に委ねていこうとしています。これも大きな改正になるかもしれません。つまり、委員会条例などをまた触っていかなければならないということです。四つ目は、公聴会、参考人招致を本会議でも可能にするということです。

できるだけ条例に委ねるとか、あるいは規律密度を低くしていくということが自治法の枠を緩めていこうとする動きだと理解すると、その分だけ自治体の自由が増えてくることになります。逆に言うと、自己責任の部分が強くなっていくという感じがします。

(2) 自治体議会における自主的改革の取り組みの進展

この間、議会自身も自治法の改正にかかわりなく、自主的に議会改革に取り組んできています。その一つの大きなポイントに、基本条例の制定が挙げられます。今、それなりの数の基本条例が議会で制定されています。もう1割を超えているのでしょうか。これがどれだけ拡大していくかです。基本条例

ですから一定の水準というか、一定程度共通した部分があって、モデル化されているところはあるかもしれません。いろいろな議員の方とお話すると、制定に前向きな発言が聞かれます。条文化の段階では、何を入れるかも含めて、事務局の方に応援に入ってもらってかなりやり取りがあります。まさか事務局で草案を作ってくれということはないかと思うのですが、ひょっとしたら条例検討会などのたたき台の段階で事務局が入って、いろいろな自治体の先進的な基本条例を取ってきてそれを説明して、なおかつうちの議会では、ここまで入れたらどうかといった判断も、事務局に求められることがあろうかと思えます。

そういう意味では実質的な内容を議員と一緒に作っている、作らなければならないというところかもしれません。これは議会のやり方によってさまざま、何年もかけて基本条例を作りたいとか、会派の中で案を作るなど、いろいろなパターンが考えられますが、その中の一つとして、議長の下で基本条例の制定委員会のようなものを作って、今お話ししたような形で事務局がかかわっていくこともあるかもしれません。どんなやり方でも、事務局のかかわりは重要だと思っています。

また、議会審議の活性化については、議員間討論など、さまざまな取り組みをされています。しかし、一生懸命しているところ、制度は作ったけれどもなかなかできないところ、これもまだら模様になっています。さらに、議会説明会や住民対話集会など、議会と住民との関係づくりを積極的に進めていこうという取り組みも進んでいます。つまり、住民の意思を議会に反映させる工夫に関して、ここ1～2年、いろいろな試みがなされているわけですが、これもうまくいっているところとうまくいかないところがあって、広域自治体の議会になると難しいというのが実情かと思えます。特に市町村レベルでは、住民対話集会は一定の成果を上げていますが、そこから得られたものを議会がどう成果として出していくのかということが問題になっています。成果を出さなければ、ただ聞くだけの陳情のようなものになってしまうフィードバックがないということになりますから、こういうところを今いろいろ模索中なわけです。この説明会や対話集会のセッティングの部分でも、事務局の方がかなり努力されています。議員だけではなかなか難しいでしょう。住民との関係づくりにおいても議会事務局のかかわりないしは発想が重要になってきているように思います。

2. 議会事務局改革の必要性

このように、議会改革をめぐる客観的な情勢は、まだら模様ではあっても進んでいると、もちろん言えるわけです。これをどう事務局として受け止めていくべきなのでしょう。

まず一つは、事務局体制をどうしていくべきか。それから、そのベースになるとも言える職員の意識改革をどう進めていくかです。

(1) 議会改革の進展に伴う議会事務局体制の見直し

今お話ししたような議会改革の進展があって、これを受け止める形で議会事務局が対応していかななくてはならないのですが、これまでの体制でこういった部分を十分に受け止めていけるものなのかをここでは考えてみたいと思います。

ざっくりお話ししますと、議会改革は、少なくとも法制面では、議会の自由度を高めていくという方向性があったわけです。そうすると、議会のあり方ないし運営が、それぞれの議会によってだんだんと違ってくるのは当然の話です。基本条例を作っているところと作っていないところが出てくるでしょうし、作ったらずっと、議会改革をさらに進めていかなければならないということと、なければならぬ、現状いろいろな形で対応しているところが出てくるはずで、根本的に進めていくところと対症的にやっているとことでは、だんだん違いが出てくるのは当たり前です。それが良い悪いと言っているわけではありませんが、端から見れば改革に濃淡があるということになり、どうしても議会改革の水準をクリアしているかがいわれます。情報交換をしてみると、知らない間に住民説明会などいろいろなことが実際に行われていて、かなり進んでいたりするわけです。これから取手市の先進的な取組みをしている議会の話がありますが、驚くような話も出てくるかと思います。そうすると、どこの議会でも、最先端までいかななくても、ある程度、平均的なところは維持していかなければならないということになると思います。

そうすると、それに向けた自分のところの議会の仕組みの改革・改善が必要になってくると思うわけです。そこでは情報収集も含めた事務局の果たす役割、ないしは自分のところに合った形でそれをどのようにビルトインしていけるかを考えなければなりません。それを議員に任せていたのではなかな

か追いつかないかもしれませんから、「こうなっていますよ。これぐらい皆やっているの、うちもこういう形でやりませんか」という形で進めていかなければいけません。だから事務局も、他の自治体議会の動向を注視していかなければならないというわけです。このことは、結局、議会事務局が中心になってとまでは言いませんが、議員と事務局が一体となって、議会のあり方ないしは議会改革に取り組んでいかなければならないということの意味しています。これが一つです。

もう一つは、事務局職員も、これまで頼りにしていたものがだんだんと頼れなくなってきます。議長会などに頼れないという言い方は言い過ぎかもしれませんが、議長会もいろいろな情報を提供してくれていますが、議長会は全国的な話であって、自分のところにすべてうまく当てはまるわけではありません。ですから、自分のところで考えていかなければならないわけです。それから、標準会議規則、標準委員会条例というものに頼れなくなってきています。あれはあれで重要なものですが、それを根拠に「それに従っています」「それが答えです」などとは、もう言えない状況です。あれは単なるモデルにすぎず、拘束されない形で会議規則を変えていっているところはたくさんありますし、もちろん委員会条例も同様です。しかし、多くの議会事務局の方に聞くと、やはりまだまだその存在は大きく、標準にのっとった形でやっていると言われるところが多いです。20～30年前にはどこも皆、標準会議規則にのっとった同じような会議規則を作っていて、それをおかしいとは全く思っていませんでした。しかし今、その前提が崩れてしまって、それぞれのところで会議規則を作れといわれているわけです。それは当たり前の話です。しかし、事務局からすると、自由度が高まった分だけ頼るものがなくなってきているとも、私には思えます。自分たちで考えていかなければならない、あるいは情報を交換し合わなければいけないわけです。うちの研究会でもかなりこのような話をしているのですが、変えるべきところは変えていかなければならないということになっています。

そうすると、会議規則などに熟知した職員の方が、これまでのように必要なのかということになります。もちろん必要なのですが、恐らくその人の言うとおりに決まるのは問題でしょう。情勢が変わってきたことで、そこも考えていかなければならないことになります。

もう一つ別の次元の話があります。とにかく改革が進んで、通年制とか2

会期制ということになると、審議日数が増え、それだけでも事務局の負担が増えてきています。2会期制を採った三重県などでは、委員会の審議日数が2倍になったといわれています。

そうすると、それに張り付くいろいろな部分で事務局の負担が増え、時間外勤務が増えることとなりますが、その分を単純に増員という形で賄えないことも、皆さんご存じのとおりです。財政的な問題から職員をむしろ削減と言われていたかもしれません。これは大変難しいところで、増員はできなくても非正規の臨時的な職員を増やせる自治体はまだいいかもしれません。

しかし、それでもなかなか難しいわけで、結局、これまでの事務量の見直しが迫られることになろうかと思えます。アウトソーシングできるものはアウトソーシングしていかなければならないでしょうが、そうした対応とともに、後で議員との関係のところでは、議員の世話を減らしていくことも考えていかざるを得ません。私は三重県議会の改革にかかわっていたのですが、細かなところに結構時間やお金を割っていたところが多分にあります。それを一つひとつ削っていくということです。それから、議員にそれを納得してもらおう。これだけ超勤が増えているので辛抱してくれと言っていかなければならない。なおかつ、納得してもらおうとすると、事務局の体制そのものを見直していくということまで出てくるわけです。議会改革をやればやり切るほど、忙しくなってしまうことに対する対応を考えていかなければ難しいわけです。そういう意味でも、事務局体制の抜本的な見直しが必要なのではないかと思っています。

(2) 職員の意識改革の必要性

これに対応した形で、職員の意識改革が必要です。事務局の体制そのものと、職員の意識をどう変えていくかという二つの部分が、非常に大きく作用します。問題の一つとして、事務局の職員は議員の言うことだけすればいいと思っている方が少なからずいるということが指摘できます。ここに来られる方はそんなことはないと思いますが、こういう意識はまだあります。また、その裏返しとして、自分は執行機関から出向してきた職員なのだという意識もあります。いずれ執行部局に戻るから、今のところは議員の言うことを聞いていればいいというやや消極的な、あるいはモチベーションの非常に低い対応の職員も少なからずいるだろうと思います。

そういう意識があると、先ほど政務調査費の不正の発覚が議会不信につながっているという話をしましたが、政調費の領収書を提出されたときに、その書類が何か怪しいと思っても、議員に「これはこれでいいのだ」と言われると、責任は議員にあるとして反論しないという対応をしてしまいがちです。佐賀県で、何百枚か同じような領収書をコピーして、それで政調費を出していたという議員の話が新聞報道されていました。それは間違いなく議員が悪いのですが、事務局の人はそれでおかしいと思っていなかったのか不思議です。もし思っていなければよほどおかしな話です。おかしいと思っていたとしても、「先生、これはおかしいですよ。やめてください」と、事務局長を通じて議員にきちんとと言えるシステムができていなかったのかもしれませんが。いくら議員の責任と言っても、事務局も連帯責任とまでは言いませんが、住民から見ると何をしていたのか、となると思います。議員の言うことだけしていると思われても仕方がない。佐賀県は事務局の体制としてそうなっているのかと勘ぐられてしまうわけで、それはおかしいだろうということです。

そこで、誰のために仕事をしているのかを問い直していこうと思います。議員のために仕事をしている、それはそうなのですが、議員は住民の代表にすぎません。従って、直接的には議員かもしれませんが、自分たちは住民のために仕事をしているのだ、そういう意味では執行機関と同じなのだということを意識しようではないかと、常々いろいろなところで発言させていただいています。このような意識改革が必要だと思っているわけです。すなわち、事務局職員の果たすべき役割とは何なのかが事務局の中で議論されてきたかということです。それがある程度達成できれば、事務局の改革が進んでいくのではないかと思います。自分のこととして、事務局のあり方を変えていくべきだということです。

3. 議会事務局研究会最終報告書『議会事務局新時代の幕開け』

(2011年3月発行)

(1) 議会事務局研究会の活動

私どもの研究会のもともとの発想は、情報交換や交流をしていって、事務局のあり方に関心を持っておられる職員や議員が意識改革をしていくということでした。実際にそれができたという大きな成果があります。また、「点から線へ」と申し上げているのですが、全国におられる関心をお持ちの職

員、議員の方を結んでいきたいと考えています。さらに、実際にいろいろな問題をメーリングリストで共有し、それについて議論していますので、皆さまにもご参加いただければと思います。

情報発信としては、報告書を出して、さらに6月にシンポジウムを開かせていただきました。それから、自治体学会でも宣伝を行いました。

(2) 最終報告書の底流に流れているもの

本年3月には最終報告書を出しました。明確に書かれてはいませんが、その底流に流れているものとして二つの点を意識して、報告書が成立していると思います。一つは、事務局と議員が対等の立場でなければ議会改革は難しいだろうということです。もう一つは、先ほども議会と住民の関係づくりが一つの大きなテーマになっているとお話ししましたが、事務局とは単なる議員の世話役ではないということです。これは事務局のあり方、ないしは職員の意識を変えていきたいという比喩的な言葉で、「事務局とは議会と住民をつなぐ」ものだというスローガンを掲げました。これは一つのスローガンにすぎませんが、そういうスローガンを掲げて、事務局は住民のために仕事をしているのだということを意識するということです。住民との関係づくりということもありますが、事務局の人が議員のためにあることは当然だと思っていることについて、住民からすると何か少し違和感があるわけです。その点で、住民の方にも顔を向けてほしいという意味です。

そうすれば議員との関係はやや相対化されてくるのですが、これまでは議員への過剰な世話をしているというあつてはならないことが見受けられましたので、そういうことを見直していく上ではいいのではないかと、このようなスローガンを掲げてみました。

4. 議会改革における議会事務局職員の役割と課題——最終報告書を踏まえて

次に、事務局職員あるいは事務局全体の役割の話です。われわれの研究会は議会改革を踏まえて役割が変わってきているという認識の下で、事務局改革の方向性について議論しています。

十分には結論が出しきれないところもありますが、議論のポイントを幾つかお話しして、皆さま方にもお考えいただきたいと思います。これだけに限



らないと思いますが、当面はこのようなことを研究会では考えていきたいと思っています。

・政策形成支援

まず、政策形成支援です。地方分権改革の中でも、議会改革については、議会機能の強化、とりわけ政策形成機能を高めていく、監視機能を高めていくということがずっと言われていました。それをサポートするものとして事務局があるということは、どの提言でもどの勧告でも言われている基本的なトーンというか、基本線だと思っています。しかし、そう言われてもなかなか実際に政策形成を支援するのは難しい部分があります。支援というのはどのようなことを言っているのかよく分かりませんが、私のような部外者から見ると、議会基本条例も含めたいろいろな政策条例、いわゆる議員提案条例（議提条例）を念頭に置かれた話だろうとも思っています。これは一つの政策形成なのでしょう。

もちろん政策形成については、政策提案という形で執行部局に投げ掛けることもあるかもしれませんが、自分のところの議会で議員が議提条例として出すといったときに、いろいろなプロセスも含めた形で審議されていくのですが、その素材をどうするか、ないしは、条例化のレベルで法制的なチェックなどの部分を事務局が担っていかなければならないと思います。

首長の条例であれば、法制面から全部チェックしてくれるところがきちんとあって、きちんとした条例の草案ができるのですが、議提条例の場合はそのあたりのマンパワーが不足しています。そうすると、政策といっても、予算執行権は首長にあるから駄目だ、お金のかからない抽象的な条例ならいい、などと弱まってくる可能性があります。そこをどうするか。お金の面で無理とか、いろいろなところで制約があるのをどうクリアしていくべきなのか。そこで、外部の者との連携など、いろいろなことが考えられると思っています。とりわけ市町村レベルでは職員の方の絶対数が少ないので難しいことがあるものの、この辺は次の取手市の方にお任せして、どのようにしてサポートしていくべきかを検討していただきたいと思っています。

・職員の立場の難しさ = 執行部局との関係

これは先ほどの意識改革と表裏一体の話になります。職員は非常に難しい

立場にあるのだということです。多くの職員は、執行部局から来ているという意識がどうしても抜けません。執行部局のために、とは言いませんが、執行部局の意向を聞いて仕事をしているようにも見えます。むしろ執行部局の意向を職員が反映して議員に何か言ってきているという意味で、どちらを向いて仕事をしているのかと指摘する議員もいます。それではいけないのです。逆に執行部局から煙たがられる存在でなくてはいけないと思います。

何年かすれば執行部局に帰るので、ここで波風を立てて、帰る場所をなくされてしまうことを皆恐れているのですが、これをどうにかしなければならぬと思っています。執行部局の方ももう少し大人の対応をしていただいで、議会のために真剣に取り組んでいる事務局職員をもっと評価したらどうでしょうか。

これは事務局長や議長が執行部と話をつけてもらわなければならない部分なのです。このあたりが、事務局長ないしは議長の一番大きな仕事だと思います。事務局職員のこと考えられないような事務局長はここにはおられないかと思いますが、そんな議長もいてはいけません。こういう面からも、1年交代でどんどん替わっていくことは問題だと私は思っています。それはともかくとして、そういう部分をきっちり評価していただきたいし、そのためにどうすべきかということも考えていきたいと思っています。

・議員と職員の関係をどうするか

この問題は実は研究会でも悩ましいところです。議員にもいろいろな会派があって、いろいろなことを言ってきます。対等な立場で議会改革をしていく、ないしは議員との信頼関係をいかに構築していくかは、職員として日々問題になるところかと思っています。最終報告書では、個人的な対応はなかなか難しい、としています。個人の努力で議員と信頼関係を持つことはなかなか難しいのではないかと、事務局として対応の統一を図るべきだという形で書いてあります。議長と職員の懇談会などで日々の問題を議論しているところもありますが、議員との関係を職員がどう思っているのか、職員間で十分意思疎通していかなければならないのです。それが保たれているところもあれば、不十分な議会もあるようです。その辺も情報交換しながらやっていきたいと思います。



- ・議員の事務局職員に対する意識改革なしには職員の意識改革もなしえない
逆に議員も、事務局職員に対する意識を改革していただかなければならないといえます。

終わりに

最後のところは少しカットして、「終わりに」というところ です。

皆さま方も日々悩まれている部分も多いでしょうが、私どもの研究会では、事務局を議会改革の大きな要素としてとらえています。比喩的に言うと、事務局は議員の陰に隠れた存在ではなく、議員とともに議会を変える存在に、将来的にはなっていかなければならないと思っています。

望まれる職員像は、まだ十分に練れていません。そういう意味では不十分ですが、どういう職員像が望まれるのかというと、「遠慮やあきらめが支配する職場の雰囲気を変え、自由に言い合える事務局に変える努力と、これまでの議会慣行や思考にとらわれない柔軟な姿勢が必要ではないか」ということです。これは理想像です。

非常にありきたりですが、どうかこういう機会をきっかけにして考えていただければ幸いです。これから取手市の話もありますが、議会事務局の存在はこれから大きなものになると思います。今日の私の話は雑ぱくでしたが、少しでも皆さま方の参考になればと思い、ご報告させていただきました。ご清聴ありがとうございました。